



36協定を締結できる 労働組合を目指そう!

～東日本ユニオンを更に大きくしよう!～

JR東日本の多くの職場において、2月1日以降の36協定が締結されていない状態で、2月分の勤務指定の発表日である1月25日を迎えました。

「なぜ36協定が未締結なのか?」…正当な労働者の権利を行使しても、その意義が所属する組合員に理解してもらえず職場は困惑するばかり!という現実があらわれています。



36協定の未締結は職場を混乱させるための 実力行使の手段ではありません

職場では、要員算定の基準とされていない「研修」「出張」や、年休取得の為に休日出勤の発生が常態化しています。現場の苦しみ・不満は「36協定締結を前提とした要員数」にあったはずです。

しかし締結されないことで、日々の不満よりも来月の日程が崩され予定が立たないことに対する不満が増大しています。

なぜ未締結なのかを知らない組合員が存在しては、役員だけの取り組みとなってしまいます。

36協定は…

ひとつの事業所単位(分会単位)で
締結することができます。

労働者の過半数で組織する労働組合がある場合には労働組合と、無ければ労働者の過半数を代表する者との間で締結します。

私たちは組合員を置き去りにした 実力行使を駆使した運営をしません! 組合運動は組合員と心ひとつに!